

日医発第 1706 号（地域）
令和 5 年 1 2 月 2 7 日

都道府県医師会 担当理事殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 長 島 公 之
黒 瀬 巖
(公印省略)

医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より本会对し、事務連絡「医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（依頼）」が発出され、周知方依頼がありました。

医療機能情報提供制度（以下「本制度」という。）については、「医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行に係る医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について」（令和 5 年 5 月 2 2 日付け日医発第 398 号（地域））等による連絡の通り、全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を構築し、住民・患者の利便性の向上を図ることとしています。あわせて、医療法第 6 条の 3 に基づき病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）に義務付けられている医療機能情報の報告について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用することとしています。

医療情報ネットによる住民・患者への情報提供開始は令和 6 年 4 月の予定です。これに伴い、本制度に係る病院等からの報告については、令和 6 年 1 月以降は G-MIS において行っていただくこととなります。

ただし、本事務連絡の別添資料にも記されています通り、システム実装が間に合っておらず、G-MIS 上での入力に関して、下記留意事項が示されております。

- ① 紹介受診重点医療機関である場合の報告について
- ② 専門性資格の報告について
- ③ 診察時間・外来受付時間における時間帯表記について

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知いただき、医療機能情報の報告が円滑に実施されるよう、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本事務連絡では、従来通りの調査票に記入する形での報告も可能であることが改めて示されておりますことにご留意頂きたく存じます。

事 務 連 絡
令和5年12月26日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（依頼）

平素から医療機能情報提供制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用につきまして、格別のご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本制度については、「医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行に係る医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について（依頼）」（令和5年5月18日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）等による連絡の通り、全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を構築し、住民・患者の利便性の向上を図ることとしています。あわせて、医療法第6条の3に基づき病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）に義務付けられている医療機能情報の報告について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用することとしています。

医療情報ネットによる住民・患者への情報提供開始は令和6年4月の予定です。これに伴い、本制度に係る病院等からの報告については、令和6年1月以降はG-MISにおいて行っていただく（※）こととなります。

G-MISによる医療機能情報の報告が円滑に実施されるよう、別添の内容について都道府県より病院等に周知を行っていますが、都道府県の指定する期日までに適切なお対応をお願いしたく、貴会におかれましても、貴会会員等に対する周知等、ご協力をお願いいたします。

（※）従来通り、調査票に記入する形での報告も可能。

（参考）

- ・「医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行に係る医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について（依頼）」（令和5年5月18日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）

以上

病院・診療所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- 厚生労働省では、都道府県ごとに個別に運用されているシステムとそのデータを集約して、全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット）を構築し、利便性の向上を図ることとしています。医療情報ネットでは、医療機能情報の報告に係る機能を医療機関等情報支援システム（G-MIS）が担います。
- また、各都道府県の医療機能情報提供サイトは令和6年4月に統合され、全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局を検索できるサイトになります。
- それに併せて皆様には、令和6年1月以降、医療機能情報に関する都道府県知事へのオンラインによる定期報告をG-MISで行っていただきます。

※G-MISを利用せず紙の報告書を都道府県に提出することによる報告も可能です。

	令和5年度						令和6年度								
	令和5年			令和6年			令和6年		令和6年						
	12月			1月	2月		3月		4月		5月				
G-MIS				令和5年度定期報告											
医療情報ネット											医療機能の情報提供				

令和6年4月1日より医療情報ネットでの住民・患者向けの情報提供を開始するため、都道府県の案内に従い、令和6年3月末までに報告完了をお願いします。

- 定期報告は、下記説明資料、操作マニュアルを参照しながら行っていただきます。

※G-MISを利用した報告にはG-MISアカウントが必要となります。都道府県からの指示に従い必要なアカウントの申請をお願いします。

用途	参照資料
何を報告するか（What）	➤ 報告事項説明資料（厚生労働省から提供する報告事項説明資料を基に都道府県より提供）
どうやって報告するか（How）	➤ 各種G-MIS操作マニュアル（厚生労働省から提供する操作マニュアルを基に都道府県より提供）

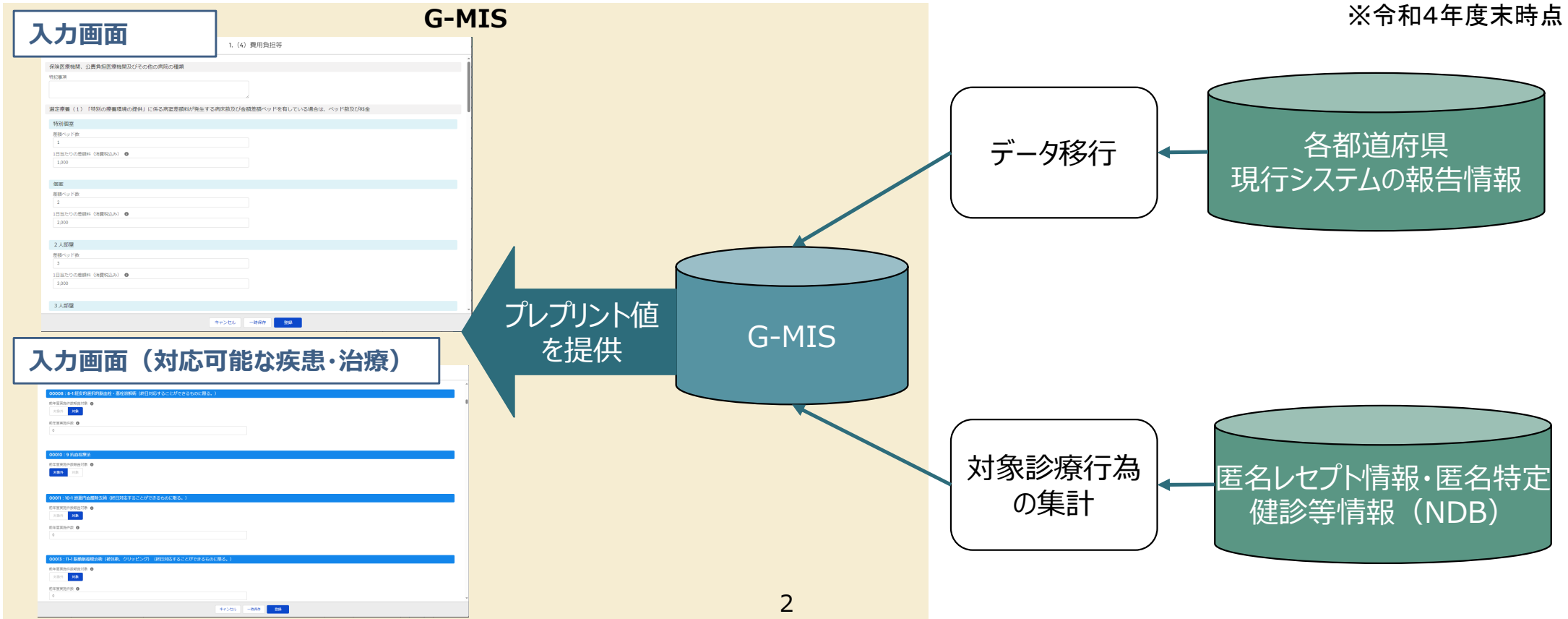
病院・診療所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- G-MISからオンラインによる定期報告を行う場合、プレプリント（入力画面に初期値としてセット）を行うことにより報告作業の負担軽減を図っています。

対象	負担軽減内容
全ての事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都道府県の現行システムからのデータ移行により以前の報告情報がプレプリントされます。 ※現行システムからのデータ移行が困難等の理由によりプレプリントされない場合があります。
対応可能な疾患・治療内容の件数	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入力いただく保険医療機関番号がG-MISの保持する保険医療機関番号（※）と合致することを条件に、匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報（NDB）で集計された情報がプレプリントされます。 ※医療機関が把握している件数実績とは、乖離する場合がございます。適切な報告値へ修正が必要な場合があります。

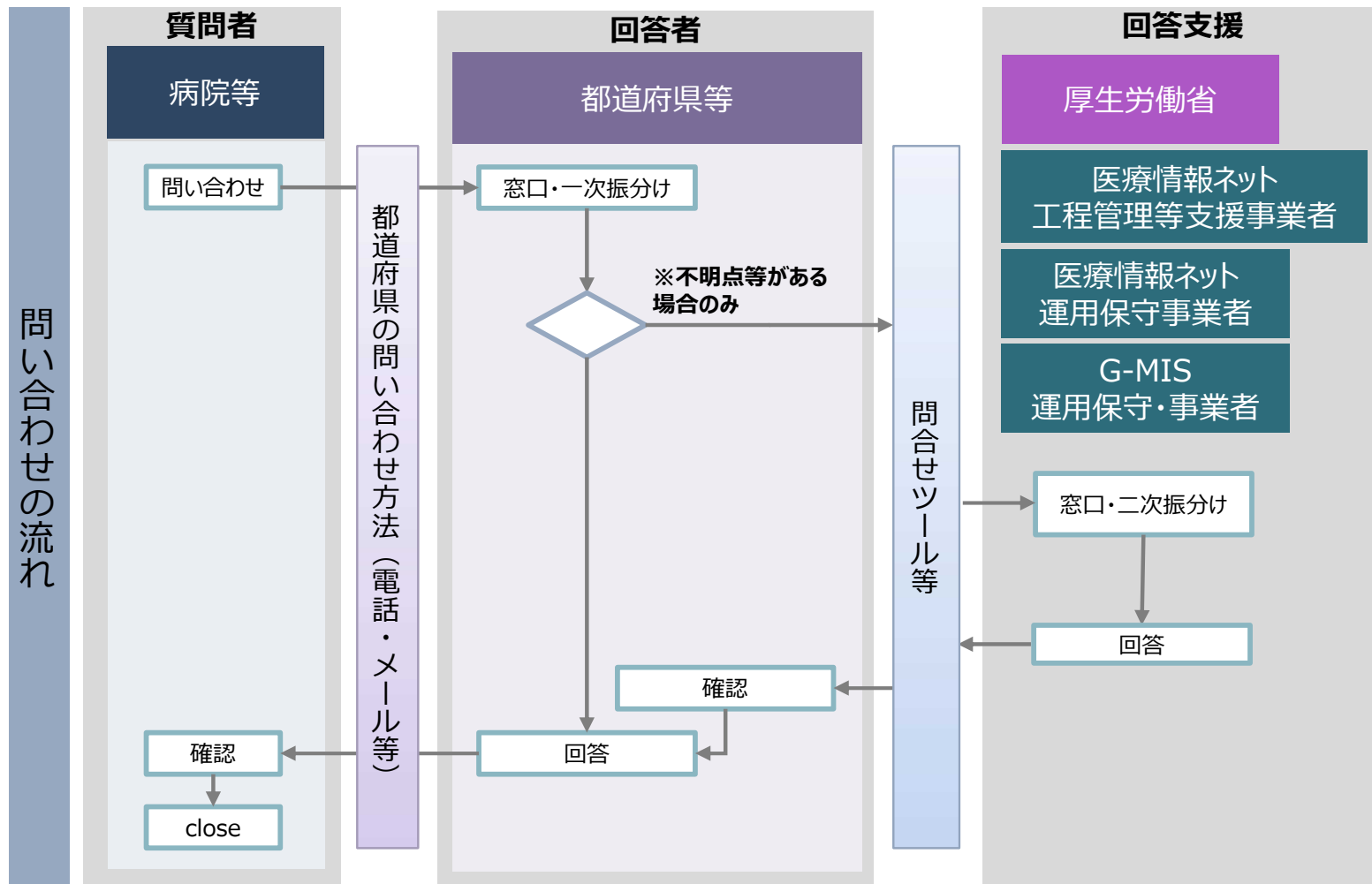
※令和4年度末時点



病院・診療所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- 本制度に関する問合せは、これまで通り各都道府県の問合せ窓口へご連絡頂くようお願いいたします。厚生労働省は、都道府県の回答支援を実施します。
- 本制度に関する問合せについて、直接G-MIS事務局にご連絡されないようお願い申し上げます。



病院・診療所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- なお、令和6年1月以降の医療機能情報提供制度の定期報告時には下記の事項について注意をお願いします。システム実装が間に合っておらずご迷惑おかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

病院、診療所

- ① 紹介受診重点医療機関である場合の報告について
- ② 専門性資格の報告について
- ③ 診察時間・外来受付時間における時間帯表記について

① 紹介受診重点医療機関である場合の報告について（対象機関：病院、診療所）

- 報告機関が「紹介受診重点医療機関」である場合の報告方法については、1.(4)費用負担「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類」における「**特記事項**」欄に、**病院の場合は「紹介受診重点病院」、診療所の場合は「紹介受診重点診療所」と記載**ください。

【G-MIS報告ページ 1.(4)費用負担】

入力用画面

1. (4) 費用負担等

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類

特記事項

○ 病院の場合：「紹介受診重点病院」
○ 診療所の場合：「紹介受診重点診療所」と入力する

- 住民患者側への公表時には「保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類」における「**特記事項**」欄に、**病院の場合は「紹介受診重点病院」、診療所の場合は「紹介受診重点診療所」である旨が表示**されます。

【医療情報ネット 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類】

公表用画面

保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類

特記事項	項目名	項目名
※本医療機関が紹介受診重点病院である場合、本欄に「紹介受診重点病院」と記載されます。		
	保険医療機関	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関
	労災保険指定医療機関	指定自立支援医療機関（更生医療）
	指定自立支援医療機関（育成医療）	指定自立支援医療機関（精神通院医療）
	身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく指定病院又は応急入院指定病院

○病院の場合：「紹介受診重点病院」
○診療所の場合：「紹介受診重点診療所」と表示される

② 専門性資格の報告について（対象機関：病院、診療所）

- 学会認定の専門性資格を持つ医師、歯科医師、薬剤師、看護師の在籍人数については、G-MISの「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項」欄に入力可能です。
- なお、以下の認定組織・専門医資格については、**画面上の組織名を実際の組織名に読み替え**て入力をお願いします。

画面上の組織名	実際の組織名	専門医資格名
特定非営利活動法人日本胸部外科学会	一般社団法人日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
特定非営利活動法人日本胸部外科学会	一般社団法人日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医

- 一方で、**以下の3認定組織の専門性資格**については、システム実装が間に合っておらず上記の欄に入力できないため、代わりに「基本となる外来受付時間」における**「外来特記事項」欄に記載**をお願いいたします。

①一般社団法人日本専門医機構（19資格）
内科専門医
小児科専門医
皮膚科専門医
精神科専門医
外科専門医
整形外科専門医
産婦人科専門医
眼科専門医
耳鼻咽喉科専門医
泌尿器科専門医
脳神経外科専門医
放射線科専門医
麻酔科専門医
病理専門医
臨床検査専門医
救急科専門医
形成外科専門医
リハビリテーション科専門医
総合診療専門医

②一般社団法人日本歯科専門医機構（6資格）
口腔外科専門医
歯周病専門医
歯科麻酔専門医
小児歯科専門医
歯科放射線専門医
補綴歯科専門医

③一般社団法人日本緩和医療薬学会（1資格）
緩和医療専門薬剤師

② 専門性資格の報告について（対象機関：病院、診療所）

- 具体的には、下記の例のように、「専門性資格名」「専門性資格認定組織名」「在籍人数」を、G-MISの「基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に記載ください。

【G-MIS報告ページ 1.(1)基本情報】

入力用画面

診療科目別の詳細 基本となる診療時間 基本となる外来受付時間

基本となる外来受付時間

時間第1_開始時間

1400

時間第2_開始時間

時間第3_開始時間

外来特記事項

● 記載内容 (○○ ◇◇ △△)

- ：専門性資格名
- ◇◇：専門性資格認定組織名
- △△：在籍人数

【記載例】

例1：小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人

例2：口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 3人

例3：緩和医療専門薬剤師 一般社団法人日本緩和医療薬学会 2人

- 住民患者側への公表時には、下記の例のように「基本となる時間 基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に表示されます。

【医療情報ネット 基本となる時間 基本となる外来受付時間】

公表用画面

基本となる時間・外来受付時間

基本となる時間帯

09:01-12:01 14:31-17:31 18:01-19:01

時間帯

09:01-12:01 14:31-17:31 18:01-19:01

基本となる診察日

月 火 水 木 金 土 日

外来特記事項

【表示例】

例1：小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人

例2：口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 3人

例3：緩和医療専門薬剤師 一般社団法人日本緩和医療薬学会 2人

② 専門性資格の報告について（対象機関：病院、診療所）

- G-MISの医療機能情報提供制度ホームページの「マニュアル」欄に、右図のようなファイルを掲載する予定です。
記載欄への転記にご活用ください。

【G-MIS 医療機能情報提供制度ホームページ画面】

The screenshot shows the G-MIS homepage with the following elements:

- Header: 厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム
- Navigation: ホーム, 調査, お知らせ, その他
- Search: 検索キーワードを入力して
- 機関コード: 2023021001, 機関名: X X病院
- G-MISからのメッセージ: [サンプルメッセージ] 全国統一システムでの情報提供をご利用いただくにはG-MISより報告を実施いただく必要があります。ご不明点は各都道府県のご担当者様へお問い合わせください。
- Main Navigation: 新規報告, 定期報告, 随時報告, 報告, 臨時休診
- Footer: リンク集, 連絡先, マニュアル

The 'マニュアル' (Manual) link in the footer is highlighted with a red box, pointing to the callout box on the right.

- 医師、歯科医師、薬剤師の専門性資格のうち、下記のものについては「基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に記載をお願いいたします。

【記載例】

- 例 1：小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人
- 例 2：口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 3人
- 例 3：緩和医療専門薬剤師 一般社団法人日本緩和医療薬学会 2人

※以下を「外来特記事項」欄への転記（コピーペースト）にご活用ください。

- 内科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 皮膚科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 精神科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 外科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 整形外科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 産婦人科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 眼科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 耳鼻咽喉科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 泌尿器科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 脳神経外科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 放射線科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 麻酔科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 病理専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 臨床検査専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 救急科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 形成外科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- リハビリテーション科専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 総合診療専門医 一般社団法人日本専門医機構 名
- 口腔外科専門医 一般社団法人日本歯科専門医機構 名

③ 診療時間・外来受付時間における時間帯表記について（対象機関：病院、診療所）

- 病院・診療所の「診療時間」における時間帯表記について、**実際の診療時間が午前／午後／夜間かの時間帯に関わらず「時間帯1」より入力**ください。
- 病院・診療所の「外来受付時間」についても、診療時間同様**「時間帯1」より左詰めで入力**ください。
- **公表の際には午前／午後／夜間は表示されません。**

【G-MIS報告ページ 1.(1) 基本情報（診療科目）診療時間】

入力用画面

1. (1) 基本情報（診療科目）診療時間

曜日	時間帯1 (午前)	時間帯2 (午後)	時間帯3 (夜間)
月	1400 ~	1700 ~	1800 ~ 1900
火	1400 ~		
水	1400 ~ 1700	1800 ~	

「外来受付時間」も同様の時間帯表記のため、診療時間と同様の入力の仕方を案内

入力画面上の時間帯表記（午前／午後／夜間）については無視し、「時間帯1」より入力する。

- 住民患者側への公表時には、病院・診療所の診療時間の「時間帯1」～「時間帯3」における内容は、**診療時間の3つの時間帯欄にそれぞれ表示**されます。

【医療情報ネット 病院・診療所の診療時間】

公表用画面

診療科目・診療日、診療時間、外来受付時間、予約診療の有無

◆内科（初診時予約：不可、予約外診察：可能、入院患者受入：可能、女性医師外来診察：いない）

曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝
診療時間	09:00-12:00	09:00-12:00	14:00-17:00	14:00-17:00	09:00-12:00	09:00-12:00		
	14:00-17:00	14:00-17:00	18:00-19:00	18:00-19:00	15:00-17:00	-	-	-
	18:00-19:00	18:00-19:00	-	-	18:00-19:00			
外来診察対応	外来診察を実施している							

「外来受付時間」の場合も、3つの時間帯欄に「時間帯1」～「時間帯3」を表記

事務連絡
令和5年5月18日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行に係る
医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について（依頼）

平素から医療機能情報提供制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用につきまして、格別のご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本制度は、住民・患者等が病院等の選択を適切に行うために必要な情報を提供することを目的として、平成19年4月から運用を開始しましたが、現状の課題として、都道府県ごとに情報提供サイトの機能や公表方法、公表情報の粒度が異なること等が指摘されています。また、病院等の報告負担の軽減、公表情報の正確性の確保等も求められているところです。

これらの課題への対応として、厚生労働省では、都道府県ごとに個別に運用されているシステムとそのデータを集約して、全国統一的な検索・情報提供サイト（以下「全国統一システム」という。）を構築し、利便性の向上を図ることとしています。また、全国統一システムでは、医療機能情報の報告に係る機能を医療機関等情報支援システム（G-MIS）が担います。G-MISを活用することで、他制度の報告との共通化が可能になり、病院等の報告負担の軽減が期待されます。

全国統一システムの住民・患者等への公開開始は令和6年4月の予定です。これに伴い、本制度に係る病院等からの報告については、令和6年1月以降はG-MISにおいて行っていただく（※1）こととなります。

このため、G-MISでの報告を予定している病院等に対するアカウントの発行作業を現在進めており、別添の「方法2」を選択した都道府県においては、本年4月から管内の病院等に対しG-MISの新規ユーザ登録申請をお願いしている（※2）ところです。

全国統一システムへの円滑な移行に向け、各都道府県の指定する期日までに適切なお対応をお願いし、貴会におかれましては、貴会会員等に対する周知等、ご協力をお願いいたします。

（※1）従来通り、調査票に記入する形での報告も可能。一方、全国統一システムへの移行後は一律にG-MISでの報告を求める予定の都道府県もある（各都道府県の方針は確認中）。

なお、インターネットに接続する環境がない等の理由によりユーザ登録することが困難な病院等に対して、各都道府県の方針を適切に案内する、又は問合せがあった場合に迅速に回答できるように準備することを都道府県に求めている（令和5年4月）。

(※2) 既に G-MIS アカウントを持っている医療機関を含め全医療機関が対象。本年 11 月から順次、G-MIS アカウントが G-MIS 事務局から各医療機関に直接通知される予定。既に G-MIS アカウントを持っていた医療機関には、既存の G-MIS アカウントの確認が完了した旨が通知される予定。

以上

(別添) 病院等及び薬局へのG-MISアカウント発行について

- 方法1 (※) は都道府県が保有するデータをまとめて厚生労働省に渡す (～8月) 方法であり、計13都道府県。方法2が現在、都道府県経由で個別医療機関に対応をお願いしている、G-MISの「新規ユーザ登録申請画面」を用いた方法 (～6月) であり、計34都道府県。

都道府県コード	都道府県名	医療機能情報提供制度	薬局機能情報提供制度
01	北海道	方法2	方法2
02	青森県	方法2	方法2
03	岩手県	方法2	方法2
04	宮城県	方法2	方法1
05	秋田県	方法2	方法2
06	山形県	方法2	方法2
07	福島県	方法2	方法2
08	茨城県	方法1	方法1
09	栃木県	方法1	方法1
10	群馬県	方法2	方法2
11	埼玉県	方法1	方法1
12	千葉県	方法2	方法2
13	東京都	方法1	方法1
14	神奈川県	方法2	方法2
15	新潟県	方法2	方法2
16	富山県	方法1	方法1
17	石川県	方法2	方法2
18	福井県	方法2	方法2
19	山梨県	方法2	方法2
20	長野県	方法2	方法2
21	岐阜県	方法1	方法1
22	静岡県	方法1	方法1
23	愛知県	方法2	方法2

都道府県コード	都道府県名	医療機能情報提供制度	薬局機能情報提供制度
24	三重県	方法2	方法2
25	滋賀県	方法2	方法2
26	京都府	方法1	方法2
27	大阪府	方法2	方法2
28	兵庫県	方法2	方法2
29	奈良県	方法2	方法2
30	和歌山県	方法2	方法2
31	鳥取県	方法2	方法2
32	島根県	方法2	方法2
33	岡山県	方法1	方法1
34	広島県	方法2	方法2
35	山口県	方法2	方法2
36	徳島県	方法2	方法2
37	香川県	方法1	方法1
38	愛媛県	方法1	方法1
39	高知県	方法2	方法2
40	福岡県	方法2	方法2
41	佐賀県	方法2	方法2
42	長崎県	方法1	方法2
43	熊本県	方法2	方法2
44	大分県	方法1	方法1
45	宮崎県	方法2	方法1
46	鹿児島県	方法2	方法2
47	沖縄県	方法2	方法2

※各医療機関の担当者のメールアドレス等、G-MISアカウントの発行に必要な情報を既に都道府県が有している場合は、[方法1の選択が可能。](#)

病院等及び薬局へのG-MISアカウント発行について

○方法1（都道府県が現行システムからデータを移行する方法）、方法2（G-MISの「新規ユーザ登録申請画面」を用いる方法）のスケジュール

